

心のバリアフリーの推進 <バリアフリー法により記載内容が定められている>

- ・ 住民や施設の職員等が困っている高齢者障害者等を手助けすることや、車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設等を利用しやすいように配慮すること等には、住民や関係者の理解及び協力が必要であること
- ・ そのためには、市や施設設置管理者が児童生徒等への教育活動や、住民職員等に対する啓発活動等を行うことが重要であること

教育啓発特定事業

- ・ 住民や関係者の理解の増進及び協力の確保に関する具体的事業は以下のような事例があります。このような事業の中からいくつかの事業を抽出し、基本構想に教育啓発特定事業として位置付け、心のバリアフリーを推進していきます。

① 事業者の接遇向上研修

鉄道、バス、タクシー、公共施設、店舗等の職員が、接遇マニュアル等を用いて、障害に係る特性を理解し、それに対する配慮の仕方、コミュニケーション方法を学ぶ

② 施設管理者の車いす用駐車施設やトイレの適正な利用のための広報

ポスターを掲示し、一般利用者の適正利用を促す



③ 高齢者障害者等の市民への理解増進及び啓発事業

- ・ 認知症サポーター養成講座
認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成
- ・ 心のバリアフリー啓発事業(出前講座)
障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える出前講座

④ 学校における交流と共同学習の推進

学校において通常の学級の児童生徒と特別支援学級や特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を実施し、障害の有無に関わらずすべての児童生徒が相互に認め合い人間関係を広げ、社会性や豊かな人間性を育む